

自己申告制度の活用方法



2026年6月24日
財務省・税関
EPA原産地センター

1. EPAの自己申告制度(輸出)について
(輸出者・生産者による自己申告制度)
2. 事後確認(検認)について
3. よくある質問



1. EPAの自己申告制度(輸出)について (輸出者・生産者による自己申告制度)

1. EPAの自己申告制度(輸出)について

原産地証明制度(日本から輸出する場合)

- 特恵待遇を要求(EPA税率を適用)するためには、EPAごとに定められた以下のいずれかの原産地証明を行うことが必要。

証明制度	証明書類の取得方法	対象EPA等 (2026年6月時点)	メリットと留意点
第三者証明制度 (原産地証明書)	輸出締約国(日本)において権限ある 発給機関(日本商工会議所) に輸出者 又は生産者が発給を依頼	CPTPP、日EU、 日英、日米貿易協定 を除く 全てのEPA	メリット : 発給機関(日本商工会議所)が原産性を判断。 留意点 : 発給に費用及び時間を要する。
認定輸出者制度 (原産地申告)	輸出締約国(日本)において権限ある 当局(経済産業省)により 認定された 輸出者 が書類を作成	日メキシコ、 日スイス、日ペルー、 RCEP	メリット : 認定後は輸出者自ら原産地申告を作成可能。 留意点 : 輸出国政府(経済産業省)による認定を受ける 必要がある。
自己申告制度 (原産品申告書)	(輸入者による自己申告) 輸入締約国の輸入者 が書類を作成	日豪、CPTPP(※)、 日EU、日英、 日米貿易協定	メリット : 輸入者自ら原産品申告書を作成可能。 留意点 : 必要に応じ輸出者・生産者から輸入者に対して 原産性の根拠となる情報提供を行う。
	(輸出者又は生産者による自己申告) 輸出締約国(日本)の輸出者又は生産 者 が書類を作成	日豪、CPTPP、 日EU、日英、 RCEP(豪州、NZ、 韓国間のみ)	メリット : 輸出者・生産者が発給機関から原産地証明書 を取得する手間(費用・時間)が省ける。 留意点 : 輸入締約国から輸出国政府経由又は直接輸出 者・生産者に対して事後確認が行われる。

※ブルネイ、マレーシア、ペルー及びバトナムについては、輸入者自己申告は未発効

1. EPAの自己申告制度(輸出)について

原産地証明制度(日本からの輸出時)

2026年6月現在

	第三者証明制度 (原産地証明書)	認定輸出者制度 (原産地申告)	自己申告制度(原産品申告書)	
	※日本商工会議所が発給。ただし、日シンガポール協定の場合は各地の商工会議所が発給。	※経済産業省が認定した輸出者が原産品である旨を申告する。	※輸出入者等が自ら原産品である旨を申告する。	
			輸出者・生産者による自己申告	輸入者自己申告
日メキシコEPA	○	○	×	×
日スイスEPA	○	○	×	×
日ペルーEPA	○	○	×	×
日オーストラリアEPA	○	×	○	○
CPTPP	×	×	○	一部○ ※1
日EU・EPA	×	×	○	○
日米貿易協定	×	×	×	○
日英EPA	×	×	○	○
RCEP協定	○	○	一部○ ※2	×
上記以外の締結済EPA	○	×	×	×

※ 1 ブルネイ、マレーシア、ペルー及びベトナムについては、輸入者自己申告は未発効

※ 2 **オーストラリア・ニュージーランド・韓国仕向**のみ利用可能

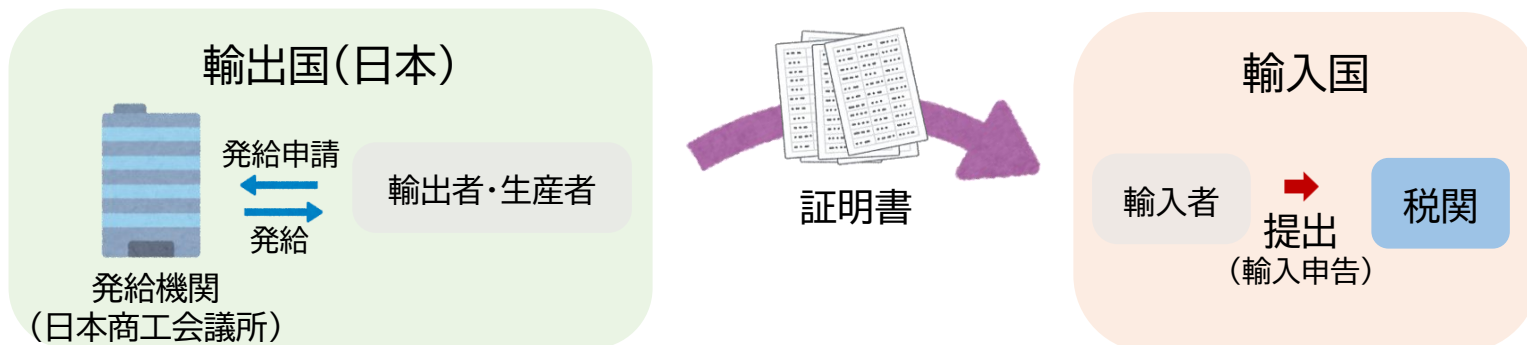
1. EPAの自己申告制度(輸出)について



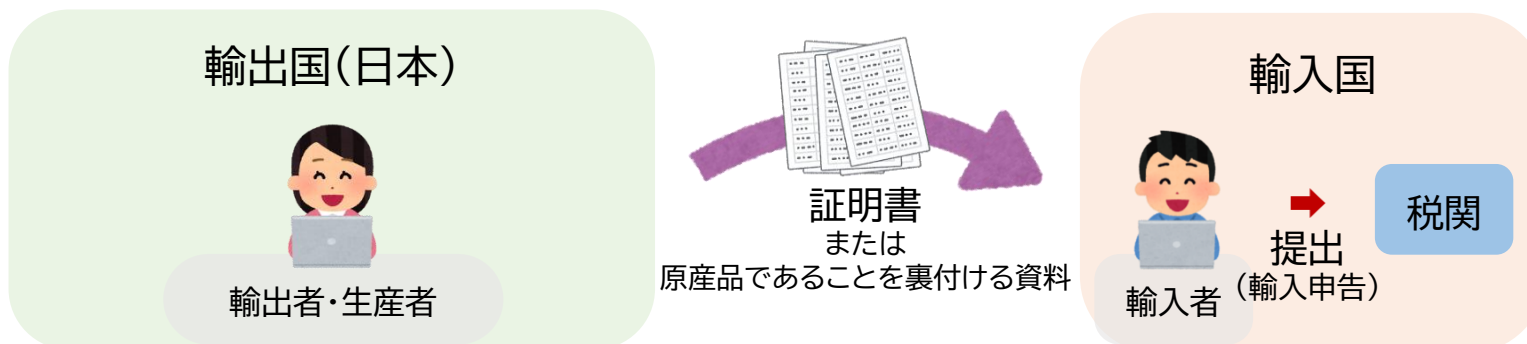
ここでワン
ポイント

第三者証明制度と自己申告制度

- **第三者証明制度**とは、輸出者や生産者が「原産品」であることを確認し、**発給機関(権限のある当局またはその指定機関)**に**証明書(=原産地証明書)**の**発給を申請**する制度です。



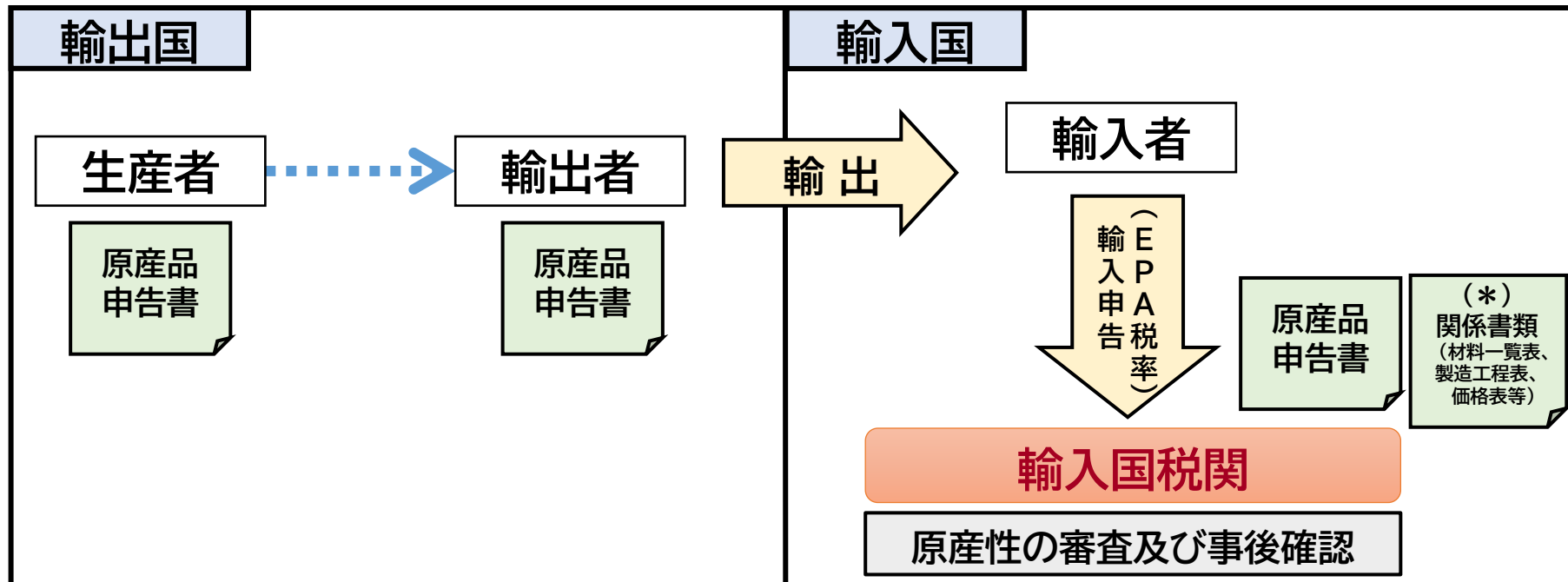
- **自己申告制度**とは、**輸入者、輸出者または生産者**が、「原産品」であることを確認し、**証明書(=原産品申告書)**を**自ら作成**する制度です。



1. EPAの自己申告制度(輸出)について

自己申告制度とは

- 自己申告制度は、貨物の輸入者、輸出者又は生産者自らが、**原産品申告書**(当該貨物が原産品である旨を明記した書面)を作成し、輸入者が輸入国税関に提出することにより、原産品であることを申告する制度。
- 自己申告制度においては、申告者自らが産品が原産品であることを疎明資料とともに確認し、原産品であることを示す全ての記録を保管する義務があります。
- 輸入国税関には原産品申告書を提出しますが、それ以外の輸入申告時に提出すべき書類については、**各締約国が国内法令で定めることとなっている**ため、輸入国税関に確認する必要があります。(※)(なお、「原産品申告明細書」は、日本への輸入において提出を求めているものです。)



1. EPAの自己申告制度(輸出)について

輸出者・生産者が作成する原産品申告書

- 下記のEPAにおいては、協定上の**必要的記載事項**が記載されていれば、原産品申告書の様式は**任意**です。また、言語については原則**英語**で記載します。

日オーストラリアEPA

CPTPP

RCEP協定

<原産品申告書の記載例>

Origin Certification Document
(Australia-Japan Economic Partnership Agreement)

1. Exporter's or Producer's Name and Address
Customs Rubber Corporation 2-7-11, Aomi, Koto-Ku, Tokyo

No.	2. Description of goods Description of good(s) including number and kind of packages; marks and numbers on packages; weight (gross or net weight), quantity (quantity unit) or other measurements (litres, m ³ , etc.); invoice number(s) and date(s), or sufficient details to identify the consignment.	3. Harmonised System tariff classification number (HS 6 digit) of goods	4. Preference criteria (WO, PE, PSR); and Other (de minimis, accumulation), if applicable
1	New pneumatic tyres 1,000 Pcs, 7,000Kg Invoice No. AB00001, 2015.12.1 B/L No. AB00001	4011.10	PSR

5. Other (any other applicable origin criterion or other indication)

Non-party invoice

6. Certification
I, the undersigned, declare that the good(s) described in Box 2 meet(s) all the relevant requirements of Chapter 3 of the Agreement between Australia and Japan for an Economic Partnership and is/are (an) originating good(s) under the Agreement.

Date 5. Dec. 2015

Name Customs Motor Corporation

Address 2-7-11, Aomi, Koto-Ku, Tokyo

Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document:
 Importer Exporter Producer

必要的記載事項は協定附属書3に規定

様式見本

<原産品申告書の記載例>

Certification of Origin
(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)

1. Exporter's name, address (including country name), telephone number and e-mail address
(This field can be left blank if this certification is completed by producer and the exporter is unknown.)
Customs Corporation
2-7-58, kaigan, Minato-ku, Tokyo, JAPAN
+81-3-3456-XXXX XXXXX@customs.co.jp

2. Producer's name, address (including country name), telephone number and e-mail address
(This field can be left blank if exporter and producer is the same company or person. If there are multiple producers, state "Various" or provide a list of producers. A person that wishes for this information to remain confidential may state "Available upon request by the importing authorities.")

3. Importer's name, address in the importing country, telephone number and e-mail address
(This field can be left blank if importer is unknown.)
New Zealand Corporation
XX Peterborough Street, Christchurch, New Zealand
+64-3-XXX-XXXX XXXXX@newzealand.nz.co

No.	4. Description of goods * Description of good(s) * Invoice number(s) (in case the certification of origin covers a single shipment of a good and if the number is known.)	5. HS tariff classification number (6 digit, HS2012) of goods	6. Origin criterion (WO, PE, PSR); and Other (De Minimis, Accumulation), if applicable
1	Frames for spectacles Invoice No. ABC012345, 2021.3.19	9003.19	PSR

7. Blanket Period
(If the certification covers multiple shipments of identical goods for a specified period of up to 12 months)

8. Other (any other applicable origin criterion or other indication)

9. Certification
I certify that the goods described in this document qualify as or information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving present upon request or to make available during a verification certification. information contained in this and agree to maintain and n necessary to support this certification.

Date March 31, 2021

Name Customs Corporation (signature or stamp)

Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document:
 Importer Exporter Producer

必要的記載事項は協定附属書3-Bに規定

様式見本

<原産品申告書の記載例>

Declaration of Origin 原産品申告書
(Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement 地域的な包括的経済連携協定)

1. Unique reference number 独自の参照番号
59CUS0058792

2. Authorization code (in the case of approved exporter) 認定番号 (認定された輸出者の場合)

3. Exporter's name, address (including country) and contact (phone or email address)
輸出者の氏名又は名称、住所 (国名を含む)、連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス)
Customs Corporation
2-7-58, kaigan, Minato-ku, Tokyo, JAPAN
+81-3-3456-XXXX XXXXX@customs.co.jp

4. Producer's name, address (including country) and contact (phone or email address), if known
生産者の氏名又は名称、住所 (国名を含む)、連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス) (明記している場合)
Same as above

5. Importer's or consignee's name, address (including country) and contact (phone or email address)
輸入者又は荷受人の氏名又は名称、住所 (国名を含む)、連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス)
Australia Corporation
XXXXXX Burgess Crescent Belhus WA 6000 Australia
+XXXX-XXXX-XXXX XXXXX@australia.co.au

No.	6. Description of the goods Invoice numbers and date of invoice 商品の品名、仕入番番号・日付	7. HS Code (6-digit level, HS2012) 関税分類番号 (6桁、HS2012)	8. Origin conferring criterion 原産性の基準	9. RCEP country of origin RCEP 原産国	10. Quantity and value (FOB where RVC is applied) 数量及び FOB 価値
1	New pneumatic tyres Invoice No. ABC0123, 20 March 2023	4011.10	RVC	JAPAN	1,000Pcs, 7,000kg 45,000 USD

11. Remarks

12. Information regarding the goods

13. The undersigned hereby certifies that the above details and statements are correct and that the goods specified in this Declaration of Origin meet all the relevant requirements of Chapter 3 (Rules of Origin) in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported from JAPAN (exporting country) to Australia (importing country).
私は、上記の情報が正確であることを及びこの申告に記載された商品が地域的な包括的経済連携協定第3章(原産地規則)に定める全ての関連する要件を満たしていることを証明します。これらの商品は(輸出締結国)から(輸入締結国)に向けて輸出されます。

Date of Declaration 作成年月日: 31 March 2023

Name of the certifying person 作成者の氏名又は名称: Customs Corporation

Name of the agent of the certifying person 代理人の氏名又は名称:

Address of the agent of the certifying person 代理人の住所:

Signature 作成者の署名 (日本への輸入の場合には不要): 祝詞

The certifying person Approved exporter, Exporter, Producer, Importer
申告書の作成者 認定された輸出者 輸出者 生産者 輸入者

必要的記載事項は協定附属書3-Bの2に規定

様式見本

- “認定輸出者”の原産地申告と様式見本は同じ。
- **英語**で作成することが第3・18条に明記されている。

(上は税関HPに掲載されている必要的記載事項を含めた様式見本)

1. EPAの自己申告制度(輸出)について

輸出者・生産者が作成する原産品申告書

日EU・EPA及び日英EPA

- 日EU・EPA及び日英EPAの輸出者・生産者自己申告において、原産品申告書は協定附属書(日EUは3-D、日英は3-E)に定められた申告文を、**仕入書その他の商業文書上**に記載して作成します。
- 申告文は協定に規定された言語で記載します。(日EUは24の言語、日英は日本語又は英語)

(日本語)

(期間..... から まで)

この文書の対象となる製品の輸出者(輸出者参照番号.....)は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地.....が特惠に係る原産地であることを申告する。

(用いられた原産性の基準)
.....


(場所及び日付)
.....

(輸出者の氏名又は名称)
.....

日EU・EPAでは「日本国」又は「EU」
日英EPAでは「日本国」又は「英国」
を記載

輸出申告をする者

輸出者が作成したドキュメント
(例: 仕入書)



INVOICE

NO. 12-345-678
DATE: 31 JAN 2020

SHIPPER: XYZ TRADING
XXXXXXXXXXXXX
TEL: +XX-XX-XXXX-XXXX

Consignee: DEF corporation
XXXXXXXXXXXXX
TEL: +XX-XX-XXXX-XXXX

Product code	Details	Quantity	Unit Price	Net Amount
1	11222344 China: 0000	100	1,500	150,000
2	55667788 China: 1111	250	2,000	500,000
3	99881122 China: 9999	150	2,000	300,000
TOTAL			500	950,000

Signature *[Handwritten Signature]*

The exporter of the products covered by this document (**Exporter Reference No XXXXXXXX**) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of preferential origin.
Origin criteria used: "C", "1"
(Place and date:)
Printed name of the exporter :
XYZ Trading

10

1. EPAの自己申告制度(輸出)について

疎明資料の保存

- 各協定及び経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律において、原産品申告書の作成者は原産品申告書の写し及び産品が原産品であることを示す他の全ての記録を保管する義務が規定されております。
- 書類の保存期間は、原産品申告書の作成の日から起算。

協定	保存書類	保存期間	協定根拠
日オーストラリアEPA	原産品申告書(写し) 契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表その他産品が原産品であることを示す全ての記録	5年間	<u>協定第3・20条1(a)</u> <u>法第5条</u>
CPTPP		5年間	<u>協定第3・26条2(a)</u> <u>法第5条</u>
日EU・EPA		4年間	<u>協定第3・19条</u> <u>法第5条</u>
日英EPA		4年間	<u>協定第3・19条</u> <u>法第5条</u>
RCEP協定		3年間	<u>協定第3・27条</u> <u>法第5条</u>

2. 事後確認(検認)について

事後確認とは

「事後確認」とは、特惠税率を適用して輸出相手国に輸入申告された貨物について、各経済連携協定等の規定に基づき、輸入通関後にその貨物が日本の原産品であるか否かについての確認を行うことをいいます。

経済連携協定を利用して特惠税率を適用するためには、輸出する貨物が日本の原産品である必要があります。

事後確認の方法

(1)輸入者に対する輸入国税関による検証

輸入者から提出された資料等に基づき、輸入申告された貨物が相手国の原産品であるか否かを確認します。

(2)輸出国検証

輸入国税関から輸出者又は生産者に対し、当該貨物が原産品であるか否かについて書面検証や訪問検証により実施します。

- 書面検証(産品について、質問票等により情報を求めること)
- 訪問検証(事務所や工場等を訪問し、産品の原産品の確認をすること)

2. 事後確認(検認)について

日本から輸出した貨物に対する輸入国からの確認について

- 日本からの輸出貨物に対して、輸入国からEPA上の原産品かどうかの確認が行われることがあります。
- 確認はEPAに規定された方法で実施されます。協定及び証明制度によって、実施方法は異なりますので、以下の表と併せて各協定の規定等をご確認ください。
- 輸入国からの情報提供要請の結果、原産品であることが確認できなかった事例もありますので、EPAの利用に当たっては、輸出する貨物の原産性をよくご確認ください。

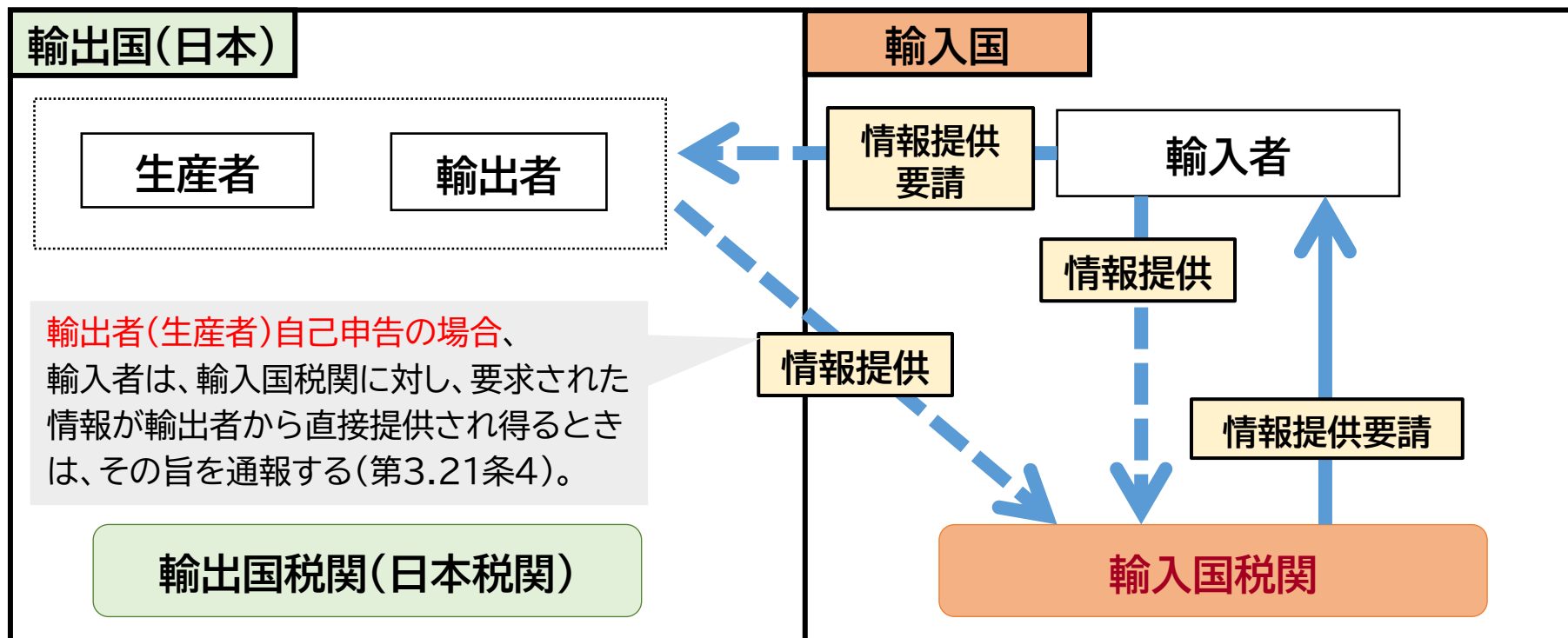
EPA	証明制度(輸出貨物に係るもの)					
	第三者証明 (原産地証明書)		認定輸出者		輸出者自己申告	
情報の提出先	日本商工会議所	輸入国※	経済産業省	輸入国※	日本税関	輸入国※
CPTPP						○
RCEP	○		○		○	○
日オーストラリア	○	○			○	○
日EU、日英					○	
日ペルー、 日スイス	○		○			
日メキシコ	○	○	○	○		
その他のEPA	○					

※輸入国当局が直接、輸出者へ検証を行う

2. 事後確認(検認)について 日EU・EPA

日EU・EPA 第3・21条 原産品であるかどうかについての確認

- 1 輸入締約国の税関当局は、自国に輸入された産品が他方の締約国の原産品であるかどうか又はこの章に定める他の要件を満たすかどうかを確認するため、第3・16条に規定する関税上の特惠待遇の要求を行った**輸入者に対して情報の提供を要求することにより**、危険性を評価する方法(無作為抽出を含む。)に基づく確認を行うことができる。(後略)

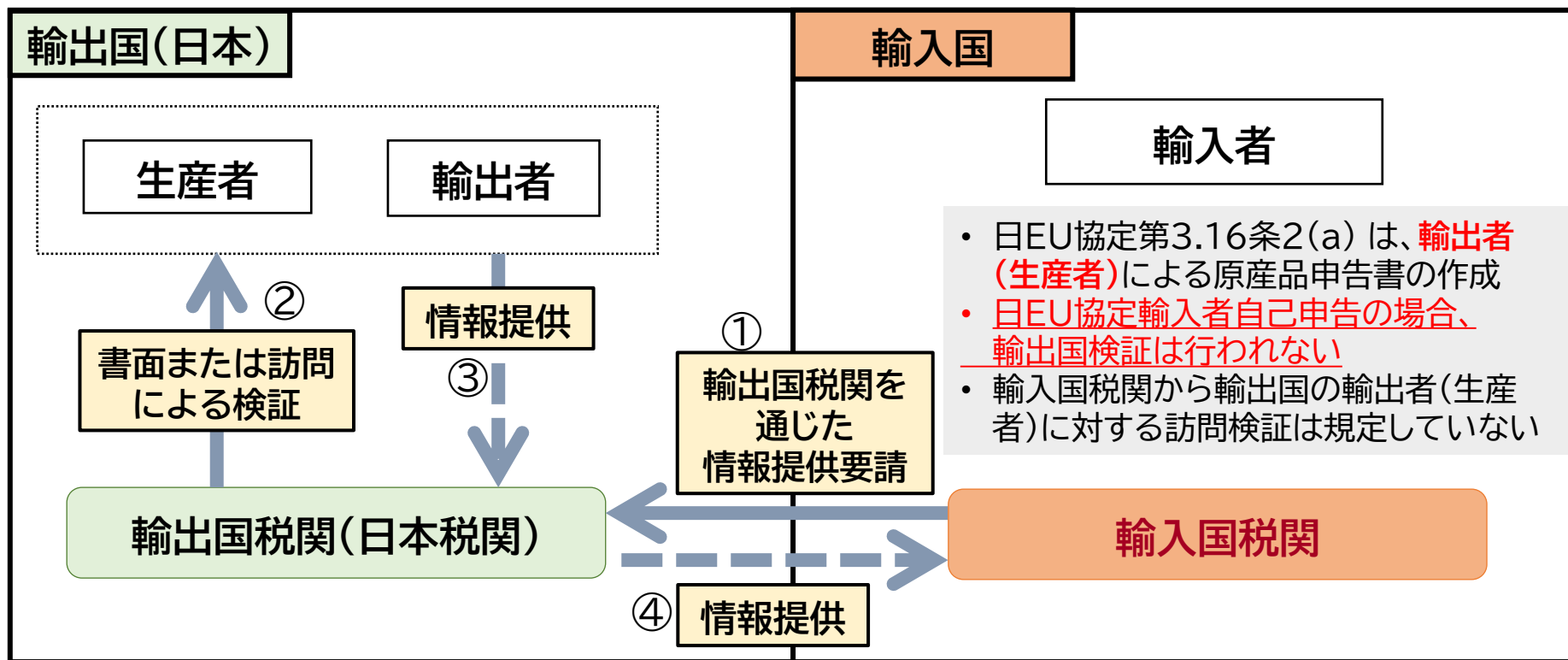


2. 事後確認(検認)について 日EU・EPA

輸出者・生産者による自己申告

日EU・EPA 第3・22条 運用上の協力

2 関税上の特惠待遇の要求が第3.16条2(a)に規定する原産地に関する申告に基づくものである場合において、確認を行う輸入締約国の税関当局が、前条1の規定に従って情報の提供を最初に要求した後、産品の原産品としての資格を確認するために追加の情報が必要であると認めるときは、当該税関当局は、更に、当該産品の輸入の後2年以内に輸出締約国の税関当局からの情報の提供を要請することができる。(後略)



2. 事後確認(検認)について 日EU・EPA

■ 日EU・EPAの輸出者・生産者自己申告における日本税関からの情報提供要請の例

〇〇県××市△△町1-1
株式会社 Y商事 御中

財 関 第 号
(整理番号:)
令和 年 月 日

財 務 大 臣 〇〇 〇〇 (公印省略)

EU税関当局 (〇〇) からの原産性の確認に係る情報提供の求めについて

平素より、税関行政についてご理解及びご協力をいただき誠にありがとうございます。
我が国の原産品であるとして貴社が原産品申告書を作成された貨物につき、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定第3.22条の規定に基づき、〇〇税関当局から日本税関に対して照会がありましたので、当該協定上の原産品であることを確認するため、回答書（回答書別紙を含む）への回答及び関係資料の提出を要請します。

なお、期限内に回答がなされない場合又は回答内容が不十分な場合には、〇〇税関当局により特惠税率の適用が否認される場合がありますので、ご注意ください。また、正当な理由がなく回答がなされない場合には、罰則が科される場合もありますので、併せてご留意ください。

記

1	締約国の輸入者名及び確認の対象となる貨物	締約国の輸入者名：□□□□ 品名：〇〇〇〇
2	確認の内容	〇〇税関当局による照会の内容 貴社が発行した別添インボイス記載の上記品目について、日EU経済連携協定上の日本原産品であることを確認したい。
3	回答期限	令和●年●月●日必着 *郵送又はe-mailにより回答してください
4	提出先 兼 問合せ先	財務省・税関 EPA原産地センター (東京税関業務部 総括原産地調査官) 〒105-0022 東京都港区海岸2-7-68 電話： e-mail： 担当：

要請内容：
日EU協定上の**日本原産品**であることを確認するための**回答書及び関係書類の提出**

期限内に回答がなされない場合、回答が不十分な場合は、**特惠税率適用が否認される可能性**があります。

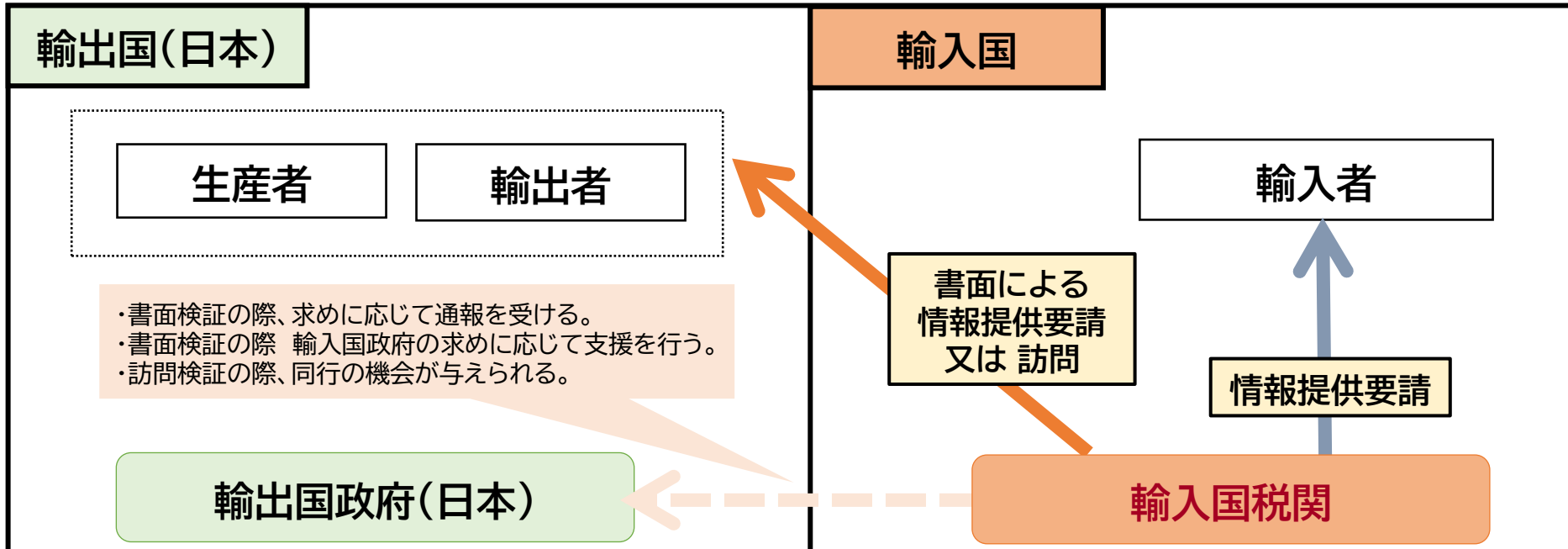
1. 輸入者名、確認の対象となる貨物
2. 確認の内容：
日EU協定上の日本原産品であることの確認
3. 回答期限/4. 提出先
回答期限までにEPA・原産地センターに回答
回答期限は、**原則30営業日程度以内**

2. 事後確認(検認)について CPTPP

CPTPP 第3.27条 原産品であることの確認

- 1 輸入締約国は、自国の領域に輸入される産品が原産品であるかどうかを決定するため、次の一又は二以上の手段により、関税上の特惠待遇の要求について確認を行うことができる。(注)(注略)
 - (a) 当該産品の輸入者に対し、情報について書面により要請すること。
 - (b) 当該産品の輸出者又は生産者に対し、情報について書面により要請すること。
 - (c) 当該産品の輸出者又は生産者の施設に確認のための訪問を行うこと。
 - (d) 繊維又は繊維製品については、第4.6条(確認)に規定する手続をとること。
 - (e) 当該輸入締約国と当該産品の輸出者又は生産者が所在する締約国との間で決定するその他の手続をとること。
- 2 **輸入締約国は**、確認を行う場合には、輸入者、**輸出者又は生産者から直接情報を受領**する。
(後略)

- 繊維又は繊維製品については、第4.6条において、第3.27条1(a)、(b)、(e)の規定に基づく確認又は同条の現地訪問の規定に基づく確認を行うことができる旨が規定されている。



2. 事後確認(検認)について RCEP協定

RCEP協定 第3.24条 原産品であるかどうかについての確認

1 輸入締約国の権限ある当局は、他の締約国から一の締約国に輸入される産品がこの章の規定に基づき原産品であるかどうかを決定するため、次の手段による確認手続を行うことができる。

(a) 輸入者に対し、追加の情報について書面により要請すること。

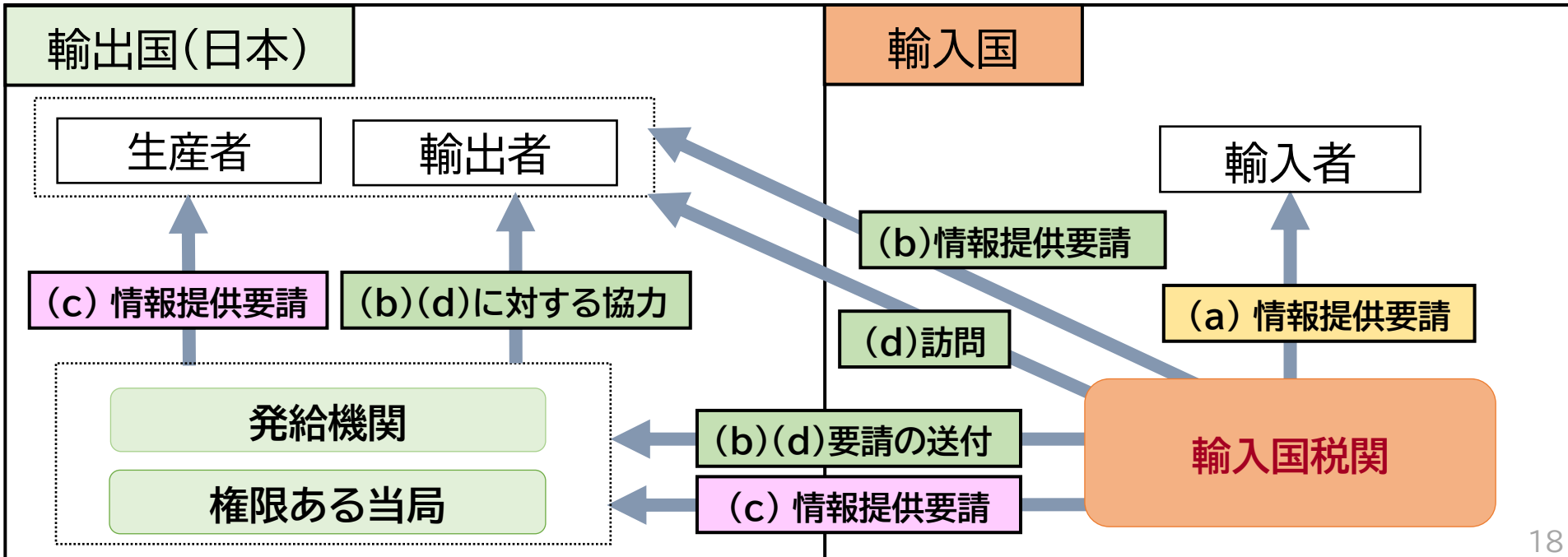
(b) 輸出者又は生産者に対し、追加の情報について書面により要請すること。

(c) 輸出締約国の発給機関又は権限のある当局に対し、追加の情報について書面により要請すること。

(d) 産品に係る設備及び生産工程を視察し、並びに原産性に関する記録(会計の資料を含む。)を検査するため、輸出締約国の輸出者又は生産者の施設に確認のための訪問を行うこと。(注)(注略)

(e) 関係する締約国が合意するその他の手続をとること。

- 輸入者による原産地証明の場合、上記手段のうち(a)のみ実施可能。それ以外の制度においては、第三者証明制度であっても自己申告制度であっても手段は同じ。実施順については、(d)の訪問による確認は(c)の実施後にのみ実施するとされている以外、特段の規定はない。



2. 事後確認(検認)について RCEP協定

RCEP協定 事後確認に係る各締約国の連絡部局(コンタクトポイント)

- 第3・24条の注において、締約国は、自国の輸出産品に係る原産品であるかどうかの確認のための単一の連絡部局(コンタクトポイント)を指定することができることと規定されており、日本は政府内にコンタクトポイントを設置しています。
- 日本が輸出国として、相手国(輸入国)から輸出国検証の要請を受ける場合も、コンタクトポイントを通じて受理することとなっています。相手国が日本の輸出者・生産者に対して情報提供を要請する場合にも、コンタクトポイントへ要請の送付が行われることとなっており、その場合、利用された証明制度に応じ、以下の機関から輸出者・生産者の方に連絡いたします。
 - ◆ 第三者証明制度・認定輸出者制度利用の場合
日本商工会議所
経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部原産地証明室
 - ◆ 輸出者・生産者による自己申告制度利用の場合
財務省関税局関税課原産地規則室

相手国から、上記機関を介さず直接情報提供要請の連絡があった場合は、利用された証明制度に応じ、各機関にご相談ください。

第三者証明制度・認定輸出者制度：経済産業省(原産地証明室)
輸出者・生産者による自己申告制度：財務省(原産地規則室)

2. 事後確認(検認)について



ここでワンポイント

中古品に対する原産地規則の適用について

日EU・EPA及び日英EPAにおいて、中古品が協定上の原産品と認められるためには、**新品の生産の時点で協定上の日本原産品**であり、かつ、**使用中にもその原産性が失われていないこと**を証明する必要があります。

証明できない場合、EPA税率の適用が否認されることがあります。

例1. 中古の乗用車

品目別規則：MaxNOM55パーセント(EXW)又はRVC50パーセント(FOB)
※日EU協定は発効後3年間 日英協定は、日EU協定に連動

HS8703.22



新品の乗用車

使用

HS8703.22



中古の乗用車

必要な証明書類の一例
乗用車の生産者から入手した、新品の乗用車が品目別規則(付加価値基準)を満たすことを示す書類(原材料価格表等)

日EU協定・日英協定を利用される方へ【注意喚起】

中古品に対する日EU協定・日英協定の原産地規則の適用について

中古品が日EU協定又は日英協定上の原産品と認められるためには、**新品の生産の時点で日EU協定又は日英協定に基づく原産品**であり、かつ、使用中にもその原産性が失われていないことを証明する必要があります(注)。

今般、上記を証明できない場合にも、日EU協定

に基づく特惠税率の適用を申告した事案がありました。証明できない場合には、日EU協定及び日英協定に基づく特惠税率を利用できませんので、ご注意ください。

(注)ただし、更生タイヤ等、中古品に対する特別な原産地規則が定められている場合は除く。

例1. 中古の乗用車

品目別規則：MaxNOM55パーセント(EXW)又はRVC50パーセント(FOB)

※日EU協定は発効後3年間 日英協定は、日EU協定に連動

HS8703.22



新品の乗用車

使用

HS8703.22



中古の乗用車

必要な証明書類の一例
乗用車の生産者から入手した、新品の乗用車が品目別規則(付加価値基準)を満たすことを示す書類(原材料価格表等)

例2. 中古の衣類(セーター)

品目別規則：HS6110.11)：メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ等

HS6110.11



新品の衣類(セーター)

使用

HS6110.11



中古の衣類(セーター)

必要な証明書類の一例
衣類の生産者から入手した、新品の衣類が品目別規則(加工工程基準)を満たすことを示す書類(製造工程表等)

例3. 中古の雑貨(クリスマス用品)

品目別規則：CTH, MaxNOM50パーセント(EXW)又はRVC55パーセント(FOB)

HS9505.10



新品の雑貨(クリスマス用品)

使用

HS9505.10



中古の雑貨(クリスマス用品)

必要な証明書類の一例
雑貨の生産者から入手した、新品の雑貨が品目別規則(関税分類変更基準又は付加価値基準)を満たすことを示す書類(原材料のHS番号一覧又は原材料価格表等)

※上記の「必要な証明書類の一例」は最低限必要な書類の参考例です。ただし、新品の製品の生産者が、中古品の輸出入者等から証明書類の提出を求められたとしても、証明書類を提出する義務はないことにご留意ください。

中古品に対する日EU協定・日英協定の原産地規則の適用について→



本件に関するご意見・ご要望は、以下の送付先までお寄せください。
経済産業省 通商政策局 経済連携課 (epa-soudan@meti.go.jp)
財務省・税関 EPA原産地センター (epa-roo-center2@customs.go.jp)

2. 事後確認(検認)について

事後確認への対応の留意点

原産品申告書作成の責務

セミナーや税関HP等で正しい知識を習得

原産品申告書の作成者は、申告内容への責任及び当該申告に係る関係書類の保存義務を負います。原産性にかかる内容を理解しないまま申告すると、事後確認において、原産性の証明ができずEPA税率の適用が否認されることがあります。**疎明資料と共に原産性を確認した上で、自己申告を行うことが重要**です。

原産性に関する詳細情報を入手

生産者との円滑なコミュニケーション

事後確認において、日本の原産品であることを証明するには、疎明資料を提出する必要があります。輸出者による自己申告において、生産者から詳細な情報が入手できず、否認されるケースもあります。事前に生産者から**原産性に関する情報を入手、確認した上で、自己申告を行うことが重要**です。

原産性に関する疎明資料を保存・管理

保存・管理に係る社内ルールづくり

事後確認において情報提供要請を受けた際、期限までに疎明資料を提出できないと、EPA税率の適用を否認されるおそれがあります。各協定で定められた期間、**疎明資料の保存・管理を適切に行うことが重要**です。

社内体制の構築

役割分担、回答の決裁ルート等を整備

事後確認に対応する部署が社内で明らかでない場合、対応に時間を要することになります。期限内に回答を行うことができない場合、EPA税率の適用が否認されることもありますのでご注意ください。また、担当部署を事前に決めている場合であっても、担当部署以外の他の関係部署に確認を要する場合があります。**会社全体として、事後確認があった場合の対応を事前に調整・確認し、期限内に回答を行うことが重要**です。

3. よくある質問

3. よくある質問 (1)



中国に貨物を輸出したいのですが、RCEP協定の自己申告制度は利用できますか。

2026年6月現在、日本から中国にRCEP協定を利用して貨物を輸出する場合、採用されている原産地証明制度は「**第三者証明制度**」と「**認定輸出者制度**」となります。

RCEP協定において「輸出者・生産者自己申告制度」を採用している国は、オーストラリア、ニュージーランド、韓国の3か国であり、中国への輸出の場合、自己申告制度は利用できません。

なお、「認定輸出者制度」を利用する場合は、事前に輸出者が経済産業省による認定を受ける必要があります。



- RCEP協定において輸出者・生産者自己申告制度を採用している国
オーストラリア ・ ニュージーランド ・ 韓国
(2026年6月現在)

(参考) RCEP協定における輸入者による自己申告制度は、日本への輸入についてのみ採用。

3. よくある質問 (2)



HSコードの解釈が異なる場合はどうしたらよいですか。日本での輸出申告時のHSコードと輸入相手国が判断するHSコードが異なる場合があります。原産地規則はどちらを基に確認すべきでしょうか。

輸入申告時に輸出国税関と輸入国税関の判断するHSコードが異なる場合は、**輸入国税関の意見が尊重**されます。

また、産品が原産品と認められ、EPA税率が適用されるか否かについても、最終的な判断は輸入国税関が行います。

EPA税率や原産地規則は、HSコードごとに規定されているため、輸入国税関が判断するHSコードに基づき、原産地規則の確認手続きを進めていただくようお願いいたします。

HSコードについて不安がある場合には、相手国の事前教示制度等を通じ、輸入国において適用するHS番号を事前に確認しておくことを推奨します。

○税関HP「EPA相手国の事前教示制度」

➤ [_https://www.customs.go.jp/roo/index.htm](https://www.customs.go.jp/roo/index.htm)



3. よくある質問 (3)



日本から輸出された貨物に対する事後確認(検認)は、どのような方法(ルート)で実施されますか。

日本から輸出された貨物に対する事後確認は、EPAに規定された方法で実施されます。商工会議所や日本税関を通して間接的に行われる場合や輸出者・生産者に直接確認が行われる場合があります。

協定及び証明制度によって実施方法は異なりますので、各協定の規定等をご確認ください。



- 輸出者・生産者自己申告制度における事後確認方法
 - 日本税関を経由した確認 : 日EU・EPA、日英EPA、RCEP協定(※)
 - 輸出者・生産者へ直接確認 : CPTPP
 - 日本税関を経由
又は輸出者・生産者へ直接確認: 日豪EPA

※RCEP協定において、相手国から、日本税関を介さず直接情報提供要請の連絡があった場合は、財務省関税局原産地規則室までご相談ください。(スライド19参照)

3. よくある質問 (4)



貨物を生産し、商社(輸出者)を介して日本から貨物を輸出しています。日EU・EPAを利用していますが、輸入国税関から事後確認があった場合に価格等の情報を商社(輸出者)に提示したくありません。どうしたらよいでしょうか。

輸入国税関からの事後確認において、**情報提供要請は「原産品申告書の作成者」に対して行われます。**

生産者が「原産品申告書の作成者」である場合には、輸出者を介さず、生産者に対して直接情報提供要請が行われます。

輸出者である商社が「原産品申告書の作成者」である場合は商社に対して情報提供要請が行われますが、生産者の企業秘密に該当する情報については、商社を介さずに生産者が直接税関に提供することも可能です。



3. よくある質問 (5)



自己申告制度を利用して輸出したいのですが、原産品申告書以外に産品が原産品であることを証明する書類は何が必要ですか。

産品が原産品であることを証明するために必要な書類は、**原産品の要件の種類に応じ異なります**。以下は一例です。



● 産品が原産品であることを証明するために必要な書類の例

- 完全生産品
契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等
- 原産材料のみから生産される産品
契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等
- 実質的変更基準を満たす産品(品目別原産地規則を満たす産品)
 - a. 関税分類変更基準
総部品表又は材料一覧表(HS番号を含む)、製造工程フロー図、生産指図書等
 - b. 付加価値基準
製造原価計算書、仕入書、伝票、請求書、支払い記録、製造工程フロー図等
 - c. 加工工程基準
契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等
- その他の原産性の基準を適用する場合
原材料の締約国原産地証明書等、製造原価計算書、その他輸入しようとする産品が協定に規定する原産性の基準(累積、僅少の非原産材料等)を満たしていることを示すために必要となる事実を記載した資料

3. よくある質問 (6)



日EU・EPAにおける輸出者自己申告を考えています。事後確認において資料の不備や情報未更新により原産性を証明できない場合、日EU・EPAの適用は否認されると思いますが、輸出者に対する罰則はありますか。

日EU・EPA第3・26条「行政上の措置及び制裁」に規定されており、EPA税率の適用を受けるために提出された資料について、不正確な情報を含むものを作成または作成させた者に対し、各締約国は自国の法令に従って行政上の措置をとり、適当な場合に制裁を科することが定められています。

日本では「経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律」において、**原産品申告書等の虚偽記載に関する罰則が規定**されています。



・「経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律」

第四章 罰則

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 虚偽の記載又は記録をした特定原産品申告書を交付し、又は提供した者
- 二 虚偽の記載又は記録をした特定原産品誓約書を交付し、又は提供した者

第十二条 第七条第一項の規定(※)による資料の提出の求めに対し、正当な理由がなくこれに応じず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは正当な理由がなく検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

※「第七条第一項」(資料の提出及び立入検査等)には、日EU・EPAにかかる日本税関による事後確認を含みます。

輸出入貨物のHSコードを知りたい

原産地は、どうやって判断すればいいの？

関税分類・原産地規則などEPAの利用に関する疑問は？

輸出入の際に利用できるEPA・関税率は？

検認・事後確認への対応は、どうしたらいいの？


EPA関税認定アドバイザー にご相談ください

EPA関税認定アドバイザーが解決のお手伝いをします

世界の経済環境が大きく変化する中、企業が事業戦略として経済連携協定（EPA）を十分に活用されていない状況から、日本通関業連合会では、EPAの利用に必要な関税分類、原産地規則などのスヘンヤリストである通関士（国際資格）を対象とした認定アドバイザー制度を導入しました。認定アドバイザーは日本通関業連合会が主催（財務省後援）する養成講座を受講し、認定試験に合格した通関士です。EPAのご利用から輸出届手続までワンストップでご相談頂けます。

EPA関税認定アドバイザーを調べたい人は

日本通関業連合会が唯一主催している認定アドバイザー
リストのダウンロード



一般社団法人日本通関業連合会 | お問い合わせ Email: jcba@tsukangyo.or.jp
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-20-8 / 〒114-8508
TEL.03-3508-2535

ご清聴ありがとうございました。